（別表１）　［略］

（別表２）

［表略］

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法第34条の９の５第４項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

２　［略］

別紙様式第11号（第100条の33関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の９の14第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　［略］

第２　職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第３　第１及び第２の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第４～第６　［略］

第７　法第34条の９の14第１項の規定により適用する法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第８　［略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等（第100条の35第１項第２号に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地

（別表１）　［同左］

（別表２）

［同左］

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第11条第３項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

２　［同左］

別紙様式第11号（附則第34条関係）

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第22条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　［同左］

［加える。］

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３～第５　［同左］

第６　法附則第22条第１項の規定により法第34条の２の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第７　［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

３．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。